

愛知地方労働審議会 第22回家内労働部会

日 時 令和6年3月5日(火) 午後1時05分～午後2時05分

場 所 KKRホテル名古屋 4階 福寿の間

出 席 者

(公 益 代 表 委 員) 上野委員、小野木委員、水野委員

(家内労働者代表委員) 成田委員、松下(克)委員、森委員

(委 託 者 代 表 委 員) 大矢委員、太箸委員、松下(幸)委員

(事 務 局) 伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、
名倉課長補佐、橋本監督官、久保賃金調査員

- 議 題 (1) 家内労働部会長及び部会長代理の選出について
(2) 愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について
(3) 第14次最低工賃新設・改正計画の策定について
(4) 令和4年度家内労働対策の結果について
(5) その他

議 事

高橋主任賃金指導官

愛知地方労働審議会第22回家内労働部会開催に当たりまして事務局よりご案内いたします。本日の部会資料につきましては、会議次第に合わせまして、資料目次記載のNo.1からNo.20までと参考資料を配付させていただいております。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足等がございましたら事務局までお申し出ください。

なお、本日の部会につきましては、愛知地方労働審議会運営規程第5条により「会議は原則として公開する。」とされております。開催公告を行いました。傍聴希望者はありませんでしたことを御報告させていただきます。

また、同規程第6条第1項では審議会の議事について、議事録を作成することとされており、同条第2項では議事録及び会議の資料は、原則として公開することとされています。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができるものとされております。部会長に御確認をいただきました後に、議事録は完成次第、当局のホームページに公開とさせていただきたいと存じます。

それでは定刻になりましたので、ただ今より愛知地方労働審議会第22回家内労働部会を開催いたします。家内労働部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局において進行させていただきます。

本日の委員の皆様の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名の委員全員が御出席、労働者代表委員は3名の委員全員が御出席、使用者代表委員は3名の委員全員が御出席、委員定数9名全員が御出席されております。

これにより、地方労働審議会令第8条第1項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

それでは、家内労働部会の委員の御紹介をさせていただきます。

お手元の資料No.1として、今年度御審議いただきます委員の皆様の名簿をお配りしております。こちらで委員の皆様のお名前を読み上げて、紹介とさせていただきます。

公益代表委員 上野千晴委員、小野木昌弘委員、水野有香委員

労働者代表委員 成田梓委員、松下克裕委員、森尚己委員

使用者代表委員 大矢耕誌委員、太箸俊一委員、松下幸央委員

どうぞよろしく願いいたします。

事務局として労働基準部長伊勢、賃金課長平井、賃金課長補佐名倉、労働基準監督官橋本、賃金調査員久保、そして私、主任賃金指導官の高橋が出席しております。

それでは、愛知地方労働審議会第22回家内労働部会開催に当たりまして、労働基準部長の伊勢より御挨拶申し上げます。

伊勢労働基準部長

皆様、こんにちは、労働基準部長の伊勢です。愛知地方労働審議会第22回家内労働部会の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より、愛知労働局の行政運営に御理解、御協力を賜っておりますことを改めて御礼申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、家内労働部会への御出席を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

当部会は、愛知地方労働審議会の下に設置されておりました、当局の家内労働行政全般について御審議を賜っております。家内労働行政の一つに、最低工賃の設定がございます。

本年度は、第14次最低工賃新設・改正計画に基づきまして、愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の金額改正につきまして、本年2月13日付けで愛知労働局長から愛知地方労働審議会会長宛にて諮問をさせていただいたところであります。

この詳細につきましては、後ほど審議の中で事務局より御説明いたしますが、最低工賃の適用される業務で取り扱われるワイヤーハーネスについて、本日、中部ハーネス株式会社の松下幸央委員に製品サンプルを御持参いただいております。

後ほど、松下委員から製品について、御説明いただく予定ですので、どうぞよろしく願いいたします。

また、事務局から家内労働者の労働条件確保に係る愛知労働局の取組についても御説明させていただきますので、家内労働全般について、委員の皆様のご忌憚りの無い御意見を賜れば幸いです。

本日は、実を申しますと隣の部屋で、労働災害防止部会を開催しております。わたくし、そちらのほうでも委員をやっておりますものですから、ちょっと出たり入ったりになりますがお許しください。以上、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

高橋主任賃金指導官

それでは議題に入ります。議題(1)「家内労働部会長及び部会長代理の選出について」です。2ページの資料No.2を御覧下さい。部会長の選出につきましては、この資料の7ページにございます地方労働審議会令第6条第4項において、「公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」と規定され、部会長代理につきましては、同条第6項により、「当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者」とされています。愛知地方労働審議会におきましては、従来から公益代表委員の互選により選出された候補者について、承認による「選挙」を実施することが慣例となっております。

今回もこの方法で進めさせていただきたいと存じますが、御承認いただけますでしょうか。

(承認)

高橋主任賃金指導官

ありがとうございます。それでは公益代表委員による選出結果は、予め公益代表委員から御報告をいただいております。部会長は小野木昌弘委員、部会長代理は水野有香委員との御報告を受けています。委員の皆様御承認いただけますでしょうか。

御賛成の方は拍手で承認をお願いいたします。

(拍手承認)

高橋主任賃金指導官

御承認による選挙により、本部会の部会長は小野木委員、部会長代理は水野委員が選出されました。それでは、部会長、部会長代理の御席に名札を置かせていただきます。

(事務局名札を設置)

高橋主任賃金指導官

よろしいでしょうか。それではここで、小野木部会長、水野部会長代理から御挨拶をいただきます。よろしくをお願いいたします。

小野木部会長

皆様こんにちは、小野木昌弘と申します。家内労働部会はこれで多分4年くらい出ています。今、世の中では物価の高騰、それから賃上げムード、という風に徐々に労働者を取り巻く環境が動いているなど、そういう感じの、コロナも明けて動いているなどそういう感じがします。そんな中で今日は目の前にこのワイヤーハーネスの実物が展示されていて、後で御説明を受けるということで、働く人、それから委託された雇う側といいますか、使用者側、両方がハッピーになれるような、そんな流れになっていければいいなと思います。微力ながらいい結果を出すために努力してまいりますので、皆様よろしく申し上げます。

高橋主任賃金指導官

ありがとうございます。それでは水野部会長代理よろしくお願いいたします。

水野部会長代理

皆様こんにちは、水野有香と申します、よろしく申し上げます。今、小野木先生のほうからもありましたように、近年、物価が高騰し最低賃金が大幅に上昇しており、今年度は地域別最低賃金が41円上がり、労働者の環境が大きく変わってきています。賃金ではないこの最低工賃も、再検討する段階にきております。最低工賃で働く人たちの生活が物価高騰の中でもきちんと守られ、また使用者側が価格転嫁できる形で適切な最低工賃が決定できるよう、しっかり話し合い等をして来年度進めていきたいと思っております。私も微力ではございますけれども、代理を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋主任賃金指導官

ありがとうございます。それでは以後の進行につきまして、小野木部会長よろしくお願いいたします。

小野木部会長

それでは、さっそく議事に入ります。議題(2)「愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について」です。事務局の説明をお願いします。

平井賃金課長

配付資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず12ページ資料No.4を御覧ください。厚生労働省では、3年を一つの期間として定める最低工賃新設・改正計画に基づき、最低工賃の見直しを行っております。現在、愛知局においては「愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃」が設定され、令和4年度から令和6年度の第14次最低工賃新設・改正計画が定められ、同最低工賃の工賃改正を行う予定としているところです。

続きまして21ページ、資料No.8を御覧いただきたいと思っております。同最低工賃は平成30年3月

25日改正以降、直近の令和3年度の改正が見送られ、約6年近くが経過しており、第14次最低工賃新設・改正計画により、今年度は前回改正時の平成29年度以降の景況等の推移調査や家内労働の実態調査を行ってきました。

景況等の推移についてですが、19ページの資料No.7「愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正諮問について（要約版）」、これの中の「3 改正理由の詳細（1）前回改正時（平成29年度）からの景況等の推移」ここにまとめて記載し、次ページに、上にグラフを付けております。前回の改正時の平成29年度と比べまして、カタカナの「ア」でございますが、労働者の給与指数は上昇をしております。「イ」についても物価についても上昇しております。「ウ」について、国内における乗用車の生産・販売・輸出台数は、新型コロナの影響もありまして、令和2年頃、減少に転じておりますが、ここ2、3年は横ばいで推移をして、国内生産は持ち直しつつあるというところでございます。

また、「オ」につきまして、有効求人倍率、これは令和2年度に下がったものの、その後は徐々に改善をしております、また各統計の経済指標についても改善傾向を示している状況が見受けられます。景況等の推移について詳細な資料は、22ページのNo9からNo16まで、資料の目次を見ていただきますと分かると思いますが、詳細な資料をいくつか付けさせていただきます。後ほど御確認していただければと思います。

続きまして、飛びまして132ページ、資料No.19の「愛知県車両電気配線装置製造業家内労働実態調査結果報告書」を付けております。135ページを御覧いただきたいと思っております。家内労働の実態調査は、車両電気配線装置製造業を行っている全14委託者に対し調査票を送付しました。そうしたところ、12社から回答があり、そのうち2社は委託をしておりませんでしたので、10委託者が確認され、仕事を受託している家内労働者、下のほうに書いてありますが、456人のうち最低工賃が適用される単一業務に従事する家内労働者が123人いることがわかりました。

続きまして137ページの下第5表を御覧いただきたいと思っております。1か月当たりの平均工賃額、これは一番下に記載されておりますが、34,567円で、前回の改正時、平成29年度の39,561円に比べて4,994円減少をしております。ですが、141ページの第11表を御覧いただきますと、真ん中の今回調査の一番右側の列に記載をしております1時間当たり工賃額、これは、前回調査の平成29年度に比べ、ほとんどの業務・規格において今回調査のほうが上昇をしております。

戻りまして、138ページの第6表を御覧いただきたいと思っております。発注元から委託者への工賃単価、これが「上昇した」との回答は40%、「横ばい」が50%、「下降した」が10%でした。上昇したとする者の平均上昇率が10.5%でした。その下の第7表を御覧いただきますと、委託者から家内労働者に対する工賃単価、これが「上昇した」との回答が60%、「横ばい」が40%、第6表で発注元から単価を下げられた委託者が1社（10%）ありますが、家内労働者への工賃を下げた委託者はなく、工賃単価を上げあるいは維持している状況が見受けられました。

戻っていただきまして、61ページ資料No.12を御覧いただきたいと思っております。御承知のとおり愛知県最低賃金が、前回改正時の平成29年度の871円から令和5年度の1,027円と156円、

17.9%上昇をしております。

今、御説明申し上げました状況を総合的に勘案しまして、愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について審議をしていただくことが適当であると判断をしまして、令和6年2月13日付けで、愛知労働局長より愛知地方労働審議会会長に諮問を行ったところでございます。18ページの資料№6にその諮問文の写しを付けております。

本日、この後開催されます令和5年度第2回愛知地方労働審議会において、最低工賃の改正審議を行うための最低工賃専門部会の設置等について審議をいただき、決議後、本年4月から5月にかけて専門部会を開催して金額審議をいただき、答申後、異議申出の公示を行なって、官報公示の手続きを経まして令和6年8月発効を予定しておりますところでございます。

また、官報公示がされましたら、車両電気配線装置製造業の全委託者をはじめ、経営者団体、自治体等に幅広く周知広報をしていく予定でございます。

また、家内労働者に仕事を委託している委託者の方は、ほとんどが下請の事業者だと思っておりますので、経営者団体等を通じて、工夫を凝らしながら啓発広報に努めてまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

小野木部会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、御質問等、ございましたらお願いします。

小野木部会長

よろしいですか、ちょっと私から質問です。

123人という数字が、資料の135ページ、家内労働者調査が123人だという、この123人とその上にある、456人の違いはどういう違いがあるのでしょうか。

平井賃金課長

調査をした委託者の中で、実際の家内労働者、複合業務を合わせた家内労働者としては全部で456人です。で、この最低工賃が適用になるのは単一業務に従事している家内労働者としては123人というような内訳でございます。

小野木部会長

家内労働部会で決める工賃というのは、この123人の方々のために適用される工賃で、456人でなく、123人ということですか。

平井賃金課長

そういうことです。

小野木部会長

分かりました。

他に何かありますでしょうか。無いようですので、それでは、愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正諮問がなされたことを踏まえ、この後開催されます令和5年度第2回愛知地方労働審議会において、同最低工賃専門部会の設置等について審議していただき、決議後に設置されます同最低工賃専門部会において、今後、改正金額について審議される予定となりますので、御承知おきいただきますようお願いします。

続きまして、議題(3)「第14次最低工賃新設・改正計画の変更について」、事務局から説明をお願いします。

平井賃金課長

説明させていただきます。15ページ資料No.5を御覧ください。こちらは厚生労働省の通達を踏まえまして、愛知労働局の「第14次最低工賃新設・改正計画」として3か年計画を策定したもので、令和4年の11月2日開催の第21回家内労働部会において、御承認をいただきました。この3か年の具体的な改正計画、タイムスケジュールの変更について御説明をいたします。

17ページの「新旧対照表」を御覧いただきたいと思います。表の左側を「改正(案)」、右側を「現行」としてございます。先ほど説明をさせていただきましたように、最低工賃の見直しに必要な実態把握のため、令和5年5月から9月にかけて委託者10社、家内労働者123名を対象に、令和5年3月支払分の工賃の実態調査を実施しました。その実態調査の結果及び前回改正時の平成29年度との最低賃金額やその上昇率との比較、景況等の推移等から、今般は最低工賃の改正決定について審議をいただくことが適当であると判断をしまして、令和6年2月13日に愛知労働局長より愛知地方労働審議会会長宛てに改正諮問をさせていただいたところです。そのため、当初の改正計画のタイムスケジュール前倒しをしまして、この後開催されます愛知地方労働審議会において最低工賃専門部会の設置について審議、決議の後、本年4月から5月にかけて最低工賃専門部会を開催し、改正金額について審議していただき、答申後、異議申出の公示を行い、官報公示の手続きを経て令和6年8月に最低工賃発効ができるように努めてまいりたいと存じます。

改正計画及びタイムスケジュールの変更に係る説明は以上でございます。

小野木部会長

ありがとうございました。ただ今説明がありました「第14次最低工賃新設・改正計画の変更について」、御質問等はありませんでしょうか。

(質問等なし)

小野木部会長

では、無いということで第14次最低工賃新設・改正計画タイムスケジュールを「改正(案)」

のとおり変更することについて御承認いただけますでしょうか。

よろしければ、拍手で御承認をお願いします。

(拍手承認)

小野木部会長

ありがとうございます。それでは、ここで、最低工賃適用業務でありますワイヤーハーネスの「カプラー差し」、「チューブ通し」、「防水栓通し」の作業あるいは加工が施された製品サンプルを中部ハーネス株式会社様にお持ちいただいております。

中央のテーブルを御覧ください。様々な製品サンプルを用意していただきました。なかなか実際に現物を拝見する機会も少ないと思いますので、具体的にどのような手順で作業が行われるか、作業の実態について中部ハーネス株式会社の松下幸央委員に御説明をいただきたいと思います。松下委員、よろしくお願いします。

松下幸央委員

実際、近くで見ていただいたほうが良いのではと思います。

小野木部会長

それでは皆様、席をお立ちになって中央のほうへおいでください。

松下幸央委員

こちらのサンプルで用意いたしましたので、全然触っていただいても構いませんし、見ていただければと思います。

大体、分けているのですが、こちらのほうが我々の方でいう、一般ワイヤーハーネスという形になります。このオレンジの方がハイブリッドですね。EV車に向けた製品がこちらのほうになります。で、こちらのここの製品なのですけれども、これはトランスミッションでオートマチックトランスミッションの中に組み込まれるハーネスとなっています。

うちの会社は特殊でして、どちらかというところのトランスミッションワイヤーハーネスが約7割くらいになっているものですから、ちょっと全体的な最低工賃と比べるとちょっと違った作業になってしまっています。こちらのほうが複合業務になっていますので、先ほどの数字の中では外れているほうの作業になります。

こちらはフォークリフトのエンジンルームに付くハーネスなのですが、フォークリフトですからそんなに大きくはないのですが、こういうようなハーネスになります。

で、内職さんに出すという形ですと、我々「サブ」と言っているのですが、Aサブ、Bサブ、いろいろサブというものを内職さんのほうに供給しまして、この電線とコネクタ、こちらのほうでは「カプラー」と言ってるのですが、我々は「コネクタ」と呼んでいるのですけれども、

こういったものを供給して、このカプラーのほうにコネクタを差し込んでいただく、そういう作業がカプラー差しという作業になります。

で、これはコルゲートチューブになりますけれど、こういったものを差し込んでいただくとか、テープを巻いていただくとかですね。そういったものを何軒か分けて、最終的には会社のほうでこういう風な形に組み付けて製品に仕上げるといった風な作業になります。

小野木部会長

最初はどのような状態になっているのですか。

松下幸央委員

最初は、我々の工程の中で電線を切断しますので、電線を切断して端子を圧着します。

小野木部会長

家内労働の方はどのような作業をするのですか。

松下幸央委員

で、こういうもので供給しますので、このカプラーのところにこの端子を挿入する、そういう作業です。どちらかというと、複合業務が多いものですから、カプラーに端子を挿入して、こういうチューブを通していただいて、部分的にはテープを巻いていただいて、こういう形で会社のほうに。

小野木部会長

これは家内労働の方のやった完成品ですか。

松下幸央委員

そうです。

小野木部会長

それをまた工場です。

松下幸央委員

工場ですべてを製品として、こういう形で組み付ける。これが完成品の形になります。

小野木部会長

現行だとこれ一本仕上げると大体いくらぐらいですか。

松下幸央委員

ごめんなさい、ちょっとそこまでは、単価のほうは持ってきていないので。

小野木部会長

だったら御存じの範囲で。

松下幸央委員

これも一軒だけじゃなくて、何軒かの内職さんでやってもらったりしていますので、そういった作業になります。

小野木部会長

1本仕上げるのに、時間はどのくらいかかるのですか。

松下幸央委員

そうですね、何軒かありますから、ちょっと時間のほうは詳しくは分からないですね。

小野木部会長

慣れた方は、ちゃっちゃっちゃっとやってしまう。

松下幸央委員

そうですね、それはやっぱり熟練度によってかなり違ってきます。やっぱり、最初は要領が分からないので時間かかったりしますけど。

水野部会長代理

カプラー差しとチューブ通し、防水栓通しについてですが、カプラー差しだったらカプラー差しばかりやるということでしょうか。

松下幸央委員

今は、そういうのはやってないですね。どちらかというと、それでは効率が悪いものですから。何軒かに分かれていると、こちらでやってもらって、次はテープ巻きで、ずーっと内職を回る人が回らなくてはならないので、一軒でいろいろやっていただいたほうが効率が良いものから。

小野木部会長

一人で全部やるってことですか。

松下幸央委員

多少は分けますけれど、単一の先ほどみたいなこういった作業で、カプラー差しだけやって、次の内職さんというのは少ないです。

水野部会長代理

カプラー差しとチューブ通しと防水栓通し全てがありますか。

小野木部会長

防水栓通しはこの中にありましたか。

松下幸央委員

防水栓はちょっと今、ないのです。

小野木部会長

この製品では、カプラー差しとチューブ通し。

松下幸央委員

と、あとテープ巻き。

小野木部会長

テープ巻き、これかあ。

松下克裕委員

こちらは複合で、対象ではないのですか。

松下幸央委員

そうですね、こちらのほうですと、またちょっと製品。

これは、カプラー差しとほとんど作業的には一緒なのですが、我々のほうでは「インナー」と言っています。こちらのほうに端子を挿入していただいて、これには既にゴム栓が入っているのですが、ゴム栓がない状態、製品としては内職さんでこの状態でやっていただいて、あと次の内職さんで、この中に「ブッシュ」と言っていますが、この中に挿入していただいて、このゴム栓を通すという作業をやっていたのですが、今は一軒で全部その作業をやってもらっているものだから、複合業務みたいな形になってしまっています。

小野木部会長

これとこれと何が違うのか、素人にはよく分からないのですが、複合とそうでないことが。

松下幸央委員

何が違うかと言われても。
こちらも今は複合業務になっているのです。

水野部会長代理

一軒にお願いしたら、それは複合業務とカウントされてしまうのですね。

松下幸央委員

はい、カプラー差しだけとか、チューブ通しだけとか。

小野木部会長

先ほど、対象者が 456 人みえて、複合の人を除くと 123 人に減るということは、その単一作業だけをやっている人が 123 人だということなのかな。

松下幸央委員

はい、そういうことです。

小野木部会長

残りの 3 百何人は、いまおっしゃった複合業務になっているので、これはまた賃金体系、工賃体系は変わってくるのですか。

平井賃金課長

法の適用はないということです。

小野木部会長

複合作業だと最低工賃法の適用外になるのですか。

平井賃金課長

一つの業務、規格に対して設定をするので最低工賃は。

小野木部会長

複合のほうが大変ですよ、そうでもない。

松下幸央委員

作業自体は、あれだと思いますけれど。

平井賃金課長

単価としても複合のほうが高い。

小野木部会長

その人たちの工賃は誰が決めるのですか。

123人は、僕らが一生懸命に審議して決めていくのですが、そうではない複合の人は。

平井賃金課長

それはもう、労働者と使用者。

ただ、今回のテーマにありましたが、最低工賃を参考にしてそういう複合業務の単価を決めるというところの理屈があります。

水野部会長代理

今回、関連しているのはカプラー差しとチューブ通しと防水栓通しなので、先ほどのテープ巻きは適用外ということですか。

松下幸央委員

そうです。

小野木部会長

そうなんですね。その3業務、3工程というか。

松下幸央委員

大体よろしいでしょうか。

よろしくお願いします。

松下克裕委員

今回、すごくよく分かりました。

小野木部会長

よろしいですか。

各委員

ありがとうございました。

小野木部会長

丁寧に説明していただきましてありがとうございました。ただ今の御説明について、あるいは全体について御質問等ありましたら、お願いします。

水野部会長代理

水野です。作業については非常によく分かりましたし、製品や複合業務というのがどういうものかということについても少し想像ができました。今回4月、5月に3業務の最低工賃を決めていくということですので時間的にはあまりないのかもしれませんが、もし可能であればその単一業務、それに限りませんけれども、何かしら現場の状況が見えると、より話し合いもしやすいというか、その工程や工賃について話し合う材料としても有効ではないかなと思いますので、そういう機会を設けていただくと助かります。

小野木部会長

今、水野先生から提言が、御意見がありました。今日この場で現物を見させていただいて、その上で今度は実際に作業をなさっているところを、もし見る事ができれば、より適切な最低工賃の金額を話し合ったらよいのでは。そのためには現場視察、前に一度計画されたのですが、事情があって中止になりましたけれども、そういうことをやったらどうかという御提案でしたけれども、スケジュールがあるようでないというか、おそらく4月の早い時期にやるぐらいしか、あまり期間がないようなのですが、いかがですか。この委員の中で行ける方だけでも、もしも受け入れる側の方がOKしていただけるなら、4月の第1週、第2週あたりで、そういう場を設けていただくわけにはいかないでしょうか。どうでしょうか。

松下幸央委員

直接、やっぱり内職さんを御案内するというのは難しいと思うので、例えば先ほどの社内で、大体こういう作業をしているということは、見ていただくことは可能だと思います。

小野木部会長

松下さんのところは、最低工賃の法の対象外の方になるのですか、複合業務ということで。

松下幸央委員

ほとんどの方はそうです。

小野木部会長

そうですね、どうでしょうか。

水野部会長代理

先ほどどれくらいで作業ができるのかという質問もありましたが、感覚的に分からないので、

できれば単一業務をどこかの会社で見学できると一番いいですが、それが難しければ複合業務であっても現場の状況、事情が見れると、より考えやすくなると思います。

平井賃金課長

松下さんの会社ということですか。

水野部会長代理

調整いただいた上で、もし見学させていただけるのであればどこでも構いません。

小野木部会長

もし可能であれば、4月1日から2週間ぐらい、4月1日が月曜日で、その次の8日の週という感じでしょうか。まもなく、4月、5月に専門部会の日程が入るように聞いておりますのでそれくらいで。時間が実はないのですが、僅か1か月足らずの間ですが、できますかね。

松下幸央委員

ちょっとまた確認してお返事差し上げたいと思います。

小野木部会長

事務局、どうでしょうか。

平井賃金課長

また中部ハーネス様と御相談、調整をさせていただけることになるかと思います。

小野木部会長

では、引き受けていただけるのであれば、日程等が分かったら、流していただいて、その日程が空いている委員が見に行くということになるかなと思います。

平井賃金課長

分かりました。

小野木部会長

どうですか、労働者側はいかがでしょう。

松下克裕委員

是非、行かせていただきます。

小野木部会長

使用者側、委託者側はよろしいでしょうか。

太箸委員

問題ないと思います。

小野木部会長

ではそういうことで、段取りは事務局で松下さんのほうと調整をしていただければありがたいのですが。

平井賃金課長

松下様と調整をさせていただくこととさせていただきます。

小野木部会長

では、よろしく申し上げます。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

松下様、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題（４）「令和４年度家内労働対策の結果について」です。事務局から説明をお願いします。

平井賃金課長

説明をさせていただきます。

155 ページの資料No.20「令和４年度家内労働の現況」を御覧いただきたいと思います。例年、愛知労働局管内の家内労働の現状や家内労働対策の前年度の状況、これを年度初めに取りまとめて作成しております。

157 ページからの「１ 愛知県の家内労働」は、令和４年度の愛知県における家内労働の現状です。令和４年の愛知県内には家内労働者に直接仕事を委託する委託者は 336、家内労働者は 7,141 人、同居の親族で家内労働者の従事する業務を補助する補助者は 315 人となっています。前年比で委託者数が 7 増加し、家内労働者は 10 人増、補助者は 22 人減となりました。家内労働者・補助者を合計した「家内労働従事者」としては、前年比 12 人減少の 7,456 人となりました。家内労働従事者を性別で見ますと、女性が 6,279 人と全体の 87.9%を占めており、全国合計で女性の占める割合とほぼ同じとなっております。家内労働従事者数は 157 ページの表 1 にもありますとおり減少傾向にあり、令和４年が過去最少となっておりますが、全国の家内労働従事者数 98,339 人に占める割合は、東京 9%に次ぐ 7.6%と、全国 2 位となっております。

158 ページの図 1 は、愛知県の地図に愛知県内における家内労働の地域的分布を示したものです。尾張地方は毛織物、ニット、婦人服、三河地方は車両電気配線、がん具花火、瀬戸と常滑は陶磁器など、各地域の一般的な産業分布と同じような状況となっております。

159 ページの図 2 は、令和 4 年度家内労働概況調査における業種別の家内労働従事者数を円グラフにしたものです。最も従事者数が多いのは「電気機械器具製造業」が 1,166 人、比率で 15.6% となっています。次いで、「ゴム製品製造業」が 1,115 人、「繊維工業」が 1,048 人となっています。

159 ページ中段からの「災害と疾病を防ぐ家内労働安全衛生指導員」の表 2「愛知県内における家内労働による災害、疾病発生状況（休業 4 日以上）」を御覧いただきたいと思います。家内労働の中には、プレス機器や研削盤、火薬、有機溶剤や鉛など、危険・有害作業も行われております。この表 2 は、過去に発生した災害、疾病の一覧ですが、後遺症を伴う重篤な災害も散見をされています。家内労働者において万が一災害が発生した場合は、家内労働死傷病届を提出することとなります。表の最下欄に記載された平成 30 年 3 月発生のプレス災害以降、家内労働死傷病届の提出はなく災害発生は把握をされていません。

160 ページを御覧下さい。厚生労働省では、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に資するため、家内労働安全衛生指導員制度を設け、都道府県労働局に同指導員が配置をされています。令和 4 年度、愛知局においては、4 名を指導員に委嘱し、委託者及び家内労働者を訪問し、個別指導を行いました。指導員訪問時には、お手元に参考資料として配付をさせていただきました「家内労働のしおり」や、委託者向け、家内労働者向けの「災害防止対策ガイドブック」を持参し、懇切・丁寧に説明を行って内容を理解いただいているところです。また、家内労働者の方が安全で健康に働くために役立つ情報などを、イラストを交えて分かりやすく掲載したポータルサイト「家内労働あんぜんサイト」の紹介も実施をしております。

令和 4 年度の家内労働安全衛生指導員の活動状況を、160 ページの表 3 として掲載をしております。過去 4 年間に指導員による指導を行っていない委託者を対象として、動力を用いる機械及び縫製にかかわる作業、陶磁器製造にかかわる作業など、危険有害業務を有する委託者を中心に 54 件訪問いたしました。

家内労働手帳と委託状況届について説明をさせていただきます。お手元に参考資料として配付の「家内労働のしおり」の 5 ページを御覧いただきたいと思います。こちらが家内労働手帳です。委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託をする都度、必要事項を記入しなければならないと定められています。

家内労働手帳として、5 ページに記載されている「基本委託条件の通知」をモデル様式として普及を図っております。家内労働安全衛生指導員により、昨年度は 13 件、家内労働手帳に係る指導を実施しました。このうち 12 件は改善いただいておりますが、1 件は指導時に改善の意向が確認できませんでした。

次に、委託状況届です。しおりの 18 ページの下のところでございます。委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年 4 月 1 日現在の状況について 4 月 30 日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を、委託者を管轄する労働基準監督署に提出をしなければならないこととされています。家内労働安全衛生指導員が確認したところ、この届出の未提出が 4 件あり、指導をいたしました。これの 3 件は改善いただいております。

ますが、改善の意向が確認できない委託者が 1 件ございました。改善の意向が確認できない委託者に関しましては、管轄の労働基準監督署へ指導を行うよう情報提供を行っております。

続いて、帳簿ですが、19 ページの下の欄のところに「委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、備え付けておかなければなりません」と記載があります。この帳簿の備え付けについて、家内労働安全衛生指導員により 2 件指導をいたしました。で、こちらは全件改善をいただいております。

同じページの上の欄には、先程御説明しましたが、家内労働者において災害が発生し、4 日以上休業した場合等に労働基準監督署へ提出する必要がある「家内労働死傷病届」が記載をされております。

次に、先ほどの資料No.20「家内労働の現況」にお戻りをいただき、160 ページの「3 家内労働者の労災保険」について説明をさせていただきます。家内労働者は、労働基準法における労働者ではありませんので、仕事上の負傷や有害物質に暴露したことによる疾病などがあつたとしても、労働者災害補償保険の補償対象にはなりません。この点について、厚生労働省では、中小事業主の特別加入や建設現場等の一人親方などと同じく、家内労働者においても特別に労働者とみなして補償する制度である「特別加入制度」を設けています。

加入手続きは、家内労働者の団体を作り、その団体を事業主とみなして、愛知労働局長が家内労働者団体として認可した場合に、団体の構成員である家内労働者が、その団体を通じて特別加入できる制度になっております。

愛知県の場合、160 ページの表 4 にありますとおり、1 団体、11 人の加入にとどまっております。11 人のうち 1 人は補助者の加入でございます。説明は以上です。

小野木部会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、御質問等がありますでしょうか。

小野木部会長

私から、1 点だけ、今の 160 ページの労災保険ですけれども、1 団体だけにとどまっていると課長はおっしゃいましたが、他の都道府県と比べて少ないですか。

平井賃金課長

すみません。他府県の状況は、ちょっと把握しておりませんので、また改めて確認をさせていただきたいと存じます。

小野木部会長

1 団体だけというのは労働局として、どうお考えなんですか。もう少し入ってもいいと思っているのか、その制度が作りにくいようになっているのか、いかがですか。

平井賃金課長

家内労働者の特別加入自体の周知については、もしかしたらもう少しする必要があるのかも知れませんが、ただ特別加入で御本人が保険料を負担するところもございますので、家内労働者の方に課せられるお金に対して、どうなのかというところもあるかも知れません。

小野木部会長

前のページで、最近では労災がない、届出がないということを知ったけれども、そういう件数が少ないことも関係しているのでしょうか。

平井賃金課長

それもあってと思いますね、やはり。危険有害な作業があるといっても、昔に比べるとかなり減ってきてはいると思いますので、確かにそういった災害自体も、実際、この統計でも平成 30 年以降は減っていますので、災害自体も少なくなっているという状況も影響しているとは思います。

小野木部会長

分かりました。その他いかがですか。

特に御質問等が無いようですので「令和 4 年度家内労働対策の結果について」、御了解いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

小野木部会長

分かりました、異議なしということが確認できました。

それでは、最後の議題 (5) 「その他」ですが、何か議事はありますでしょうか。

(特になし)

小野木部会長

よろしいですか。それでは事務局から連絡等はありませんでしょうか。

高橋主任賃金指導官

よろしいでしょうか。

来年度の家内労働部会につきましては、現段階では先ほど御説明しましたように令和 6 年 11 月頃の開催ということで予定をしておりますけれども、改めまして日時の調整につきましては御連絡をさせていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

小野木部会長

部長から挨拶があります。

伊勢基準部長

すみません、途中からまた参加させていただきまして。

それでは、第 22 回家内労働部会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しい中、御審議いただきまして誠にありがとうございました。

また、私は不在で残念ながら聞けなかったのですが、松下幸央委員には、ワイヤーハーネスについて、丁寧な御説明をいただき、本当にありがとうございました。

審議におきましては、委託を行う各業界の現状や委託者の状況、さらに家内労働者の置かれている状況などを総合的に御議論いただきまして、各委員より忌憚のない御意見を賜りましたこと、誠にありがとうございます。

私ども労働局といたしましては、本日いただきました御意見等を踏まえ、次年度の家内労働行政を進めていく所存であります。

また、愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正につきましては、来年度、令和 6 年度内の発効を目指しまして、現在、最低工賃改定の手続きを進めております。最低工賃の発効後につきましては、委託者や家内労働者に対して効果的な広報に努めて、家内労働者の労働条件の向上に努める所存です。

各委員の皆様方におかれましては、引き続き、家内労働行政への御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

小野木部会長

それでは、以上をもちまして第 22 回家内労働部会は終了とさせていただきます。皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。

(令和 6 年 3 月 5 日) 愛知地方労働審議会第 22 回家内労働部会議事録